

東洋學報 第拾貳卷第貳號

大正十一年六月

慈覺大師の入唐紀行に就いて（第二回）

岡田正之

第一 會昌廢佛の始末

會昌の外教排斥は、支那に於ける宗教界的一大厄運で、摩尼教の如き、景教の如きも、皆廢止されたのであるが、取分け普及の廣きだけそれだけ打撃も大きかつたのは佛教である。古來支那の佛教に三武一宗の厄あると稱せられてゐる、即ち魏の太武帝と後周の武帝と、唐の武宗と、五代の周の世宗との廢佛を云つたものであるが、其の中でも唐の武宗の排斥は最も甚しかつたものと思ふ。大師は佛教家の一人として、恰も長安に留りて此の一大厄運に遭遇したのであるから、其の記載も最も委曲を極めた譯である。舊唐書及び資治通鑑には、廢佛の事實は見えてゐるが、大綱に過ぎない。佛祖通載に「舊史○舊武宗紀著除龍釋氏始末甚詳」とある。成程舊唐書には佛教に關する事を多く載せ、武宗の廢佛の如きも、夫の新唐書が

一種の偏見に因りて佛教の事を削り去り、武宗紀の會昌五年一五〇五の條も單に「八月壬午
日○七 大毀佛寺復僧尼爲民」とあるのみに比べれば頗る詳な方である。然しこれも比較的の事で、其の實は「甚詳」といふ評語は當らない。又佛教の歴史ともいふべき僧史略でも、佛祖統紀でも、佛祖通載でも、廢佛の紀事が皆簡短なものである。故に從來の史傳では、會昌廢佛の真相を盡すことが出來ない。然るに確實詳密な新史料を與へたのは、實に大師の巡禮記である。今其の原因や状況として書かれたこと并に結果とも見るべきことを記されたことを述べやうと思ふ。

原因 會昌廢佛の原因を述ぶるに先だちて、會昌以前に於ける佛教の事に就いて、一言せなけばならない。一體唐代は佛教隆昌の時代である。高僧碩徳が多く出で、幾多の宗派も興り、上下都鄙の別なく、佛教は全國に瀰漫した。従つて弊害も伴ひ生じて、不行跡の僧侶も勢くない、或は名を僧籍に置きて商業を營む賣僧もあれば、身を法衣に包みて虛榮を貪る徒食者もある。甚しきは富戸強丁の租稅を逃れ夫役を避けん爲に、剃髪出家するものも多きことである。唐初より既に此等の弊があつたから、高祖は僧侶道士を淘汰し、寺院道觀を制限したのである。其の時の高祖の詔に「有猥賤之侶、規自尊高淨墮之人、苟避徭役、妄爲剃落託號出家嗜欲無厭、營求不息、出入閭里、周旋閨闥、驅策畜產聚積貨財、耕織爲生、估販爲業、事同編戶、迹等齊人、進違戒律之文、退無禮典之訓。至乃親行劫掠躬自穿窬造作妖訛、交通豪猾、每罹憲網、自陷重刑」(唐書高祖紀)の文がある。如何に似て非なる僧の種類が多かつたかは分

る。玄宗の時にも、佛僧道士を掩匿して姦詐をなすことを禁じ、また州縣の官に命じて僧道の戒律を守らざるものと捉へしめ、將た佛寺を澄清する詔を發した事もある。(全唐文) 舊唐書に據るに、玄宗の開元二年(一三七四)正月姚崇の上言に因りて、僧尼を檢責し、僞濫を以て還俗せしめたものは二萬餘人もあつた。(舊唐書武宗紀) 奕宗も元和二年(一四六七)の南郊の時の大赦文に「天下百姓不得冒爲僧尼」道士以避徭役。其創造寺觀廣興土木者、舉勅處分」とあり。(全文靈宗集) 百姓有^之苟避^之徭役冒爲僧道而無出家之事業者^{所在}有司科奏之と見ゆ。

文宗の時にも僧尼を制限淘汰し

たことあつた。其の詔にも「丁壯苟避於征徭孤窮實困於誘奪」といひ、「一夫不耕、人受其飢、一女不織、人受其寒。安有廢中夏之人、習外夷無生之法。」と云つてある。

(全唐文) 要するに高祖以來

の僧侶淘汰の理由は、僧侶の不行跡と不生產的人民の増すこと、徭役租稅を逃るもののが多

きことに原因し來たもので、佛教其のものを排斥したのではない。尤も廢佛論者がない事はない。

高祖の時に於ける傳奕が請廢佛法表の如き(全唐文) 奕宗の朝に於ける韓愈が諫佛骨表の如きは、全く佛教の立脚地から佛教攻撃をしたもののが著名なものである。然し行政處分の上に見れた主要な理由は、僧侶の風紀問題と國家經濟の政策とから來たものである。處で會昌の廢佛は風紀の點もあり、國家經濟の關係もあらうが、其の最大原因は道教と佛教との衝突に歸せなければならぬ。此の最大原因は分ちて二種となすことが出来る。

第一は武宗の君臣が熱心なる道教信者であつた事である。第二は道士の輩が力を極めて佛教を排撃した事である。大師の巡禮記は明に其の事に叙及してゐる。先づ第一の實證

を擧ぐれば、會昌四年（一五〇四）四月の條に、
今上宗○武偏信道教。憎嫉佛法。不喜見僧。不欲聞三寶。長生殿内道場自古已來安置佛像經
教。抽兩街諸寺解持念僧三七人番次差入。毎日持念日夜不絕。今上令焚燒經教。毀拆佛像。
起出僧衆各歸本寺。於道場内安置老君之像。令道士轉道經修誄道術。
と書いてある。此は武宗が道佛二教に對する態度を示したもので、佛教廢毀の原由も亦此
に外ならないのである。一體武宗が道教を信仰してゐたことは藩邸に在つた時からで、即
位の年即ち開成五年（一五〇〇）の秋に武宗は道士趙歸真等八十一年を召し三殿に於て九天
道場を建て親しく法籙を受けてゐる。又會昌投龍文に武宗が自ら承道繼元昭明三光弟子
南嶽炎上真人と稱してゐたこと（全唐文紀事）などを見て明白であるが、大師の巡禮記の文は更に
具體的證明を與へたものである。

當時の宰相たる李德裕も道教歸依者の一人であつた。嘗て茅山の崇玄觀の南に老君殿
を造りて老君と孔子と尹真人との三像を祀つたことがあるが、其の時李德裕の述べた三聖
記には自ら玉清元都大洞三道弟子と稱してゐる。（全唐文紀事に、右茅山三像記李德裕撰
異にしてゐる。今全唐文李德裕集に從ふ）又李德裕の上つた賀廢毀諸寺德音表や武宗の爲に作つた祈祭西嶽文を
見たならば、正しく道教を信じて佛教を嫌つたことが知られる。尤も李德裕は武宗ほど甚
しくはない。廢佛の精神も多少國家經濟の上からも來て居るやうに思はれる。敬宗の初
年（一四八四）に浙西觀察使となつてゐた頃、徐州節度使王智興が僧尼の戒壇を置き度牒を賣

つた事を論奏し「江淮以南失郤六十萬丁。此事非細。繫於朝廷法度。」など云つてゐるやうに
(舊唐書李)
（德裕傳）僧侶の濫製偽造は國家的一大損耗であると豫ての持論であつたらしい。それ故
會昌の廢佛に何等かの關係あつたらうと思つてゐたが、果して其の實證を大師の巡禮記中
に見出した。

三月三日。李宰相聞奏僧尼條流。○（會昌二年條にあ
全文は下に收む。）

といふのである。李宰相とあるは李德裕の事であらう。此の頃李紳も宰相を拜命してゐ
た時であるから、或は徳裕と断ることが出来ないとの疑を挿む人もあるらうが、然し宰相の
首席は李徳裕である。且つ又前年十二月八日の條に「李徳裕宰相及勅使云々」の語あるから、
此處の文は某の名を略したものであらう。殊に李紳の淮南節度使から榮轉して中書侍郎
同中書門下平章事となつたのは、此の年の二月十二日で權判度使に補せられたのは三月の
朔日であつた事は新唐書の武宗紀及び宰相表に見えてゐる。（舊唐書は李紳の宰相となつた事を會
通鑑も其の説を取ら
ずして新唐書に從ふ。）然は李紳が長安に著いたか否かも分らぬ位に就任の日の浅いのである
から、首相の李徳裕を差置いて僧尼の事を聞奏したとは思はれず。若し果して李紳であつ
たならば、新宰相の事であるから大師も明に其の姓名を書したであらう。現に此の年の十
月の條に「准宰相李紳聞奏」と記してある。此等の事から考ふれば李宰相は李徳裕であるに
相違ない。

然れば、會昌當初の廢佛主張者は、獨り武宗のみではなくて李徳裕も發頭人として武宗の

志を翼賛したものであることは顯然たるものがある。是れ廢佛の原因を武宗の君臣の道教信仰に歸せなければならぬ譯である。

第二は道士が佛教を排毀したことである。由來異教同士が互に誹り合ふことは普通の事である。それ故に則天武氏の制を稱した頃にも僧と道との毀謗を禁じた制が出て、『佛道一教同歸於善、無爲究竟、皆是一宗。比有淺識之徒競生物我、或因懲怒各出醜言、僧既排老君道士乃誹謗佛法、更相訾毀務在加諸人』と述べてある。必ずしも會昌の時のみではないが、會昌の時は殊に甚しきものがあつたのである。舊唐書の武宗紀の會昌四年(一五〇四)三月の條に

以道士趙歸眞爲左右街道門教授先生。時帝志學神仙師歸眞、歸眞乘寵每對排毀釋氏、言非中國之教、蠹耗生靈、盡宜除去。帝頗信之。

ともありて趙歸眞の誹謗は武宗をして佛教を嫌ふ念を増させめた。處が大師の巡禮紀に據れば、趙歸眞等の一輩は單に佛教を非難するばかりでなく、更に豫言的の圖讖を引いて佛教の將來の實に畏るべく惡むべきものなることを思はしめたのである。大師の記す所は左の通である。

道士奏云、孔子說云、李氏十八子、昌運方盡、便有黑衣天子理國。臣等竊惟黑衣者、是僧人也。皇帝受其言、因此憎嫌僧尼。意云、李字十八子、爲今上當第十八代、恐李家運盡、便有黑衣奪。

位歟(○會昌三年四月の條)

道士の引いてゐる孔子説は名を孔子に假りた圖讖であるが、何人の手に成つたのか知るべからざるも、武宗が平生信仰せる道士の口より、此の革命奪位の豫言を聞いたのであるから、如何に戦慄寒心したかは、想像するに難くない。

抑、此の如き豫言的の圖讖は、漢魏六朝の時代より盛んにして、隋末唐初にも行はれ、隋の方士安伽陀が「李氏當爲天子」の讖文を引き、煬帝に勧めて李を姓とするものを誅せしめ、李渾の一族三十二人が殺されたことは、隋書の李渾の傳に見えて著名な事實である。唐の高祖李淵の起つた時も、人々より圖讖を引かれた、夫の裴寂が高祖に上つた勸進表に「名合天淵、姓符桃李」とか「八井深水之圖讖、堂堂李樹之謠歌」となど云つてあるのは、(舊唐書裴寂)豫言信仰の思想を表してゐる。現に李德裕が牛僧孺の作った周秦行紀を攻撃した文中に、僧孺は自ら國家受命の讖に應じたとて、異志を懷き、奇怪な行爲となせしを詆つてゐる。其の讖文は、首尾三鱗六十年、兩角犢牛恣狂顛、龍蛇相鬪血成川」といふのである。(全唐文李德裕)此の通會昌時代にも豫言が流行信用せられたのであるから、道士が孔子説を引いて佛氏を毀斥したのは、武宗をして痛く僧侶を憎ましめた有力なる材料となつたのは争ふべからざることで、此の孔子説の事も從來の史傳に見ることを得ざる新事實である。

以上の事由に因り、余は會昌廢佛の主要な源因は、全く道教と佛教との衝突より起つたもので、大師の巡禮記が之が證明を與へたものであると信ずるのである。
狀況　會昌の廢佛の始末を述ぶるに就いては、先づ舊唐書などが如何に記載してゐるか

を掲げ、然る後に巡禮記の記す所に及んだ方が對照上得失の跡が瞭然になるであらうと思ふから、其の順序に従つて述べやう。

舊唐書武宗紀の武宗即位の年即ち開成五年(一五〇〇)九月の條に、

帝在藩時頗好道術修攝之事。是秋召道士趙歸真等八十一人入禁中於三殿修金鑑道場。帝幸三殿於九天壇親受法鑑。右拾遺王哲上疏言王業之初不宜崇信過當疏奏不省。

とあり。翌年即ち會昌元年(一五〇一)六月の條に、

以衡山道士劉玄靖爲銀青光祿大夫充崇玄館學士號廣成先生令與道士趙歸真於禁中修

法鑑。左補闕劉彥謨上疏切諫。貶玄謨爲河南府戶曹。

とある。資治通鑑には會昌元年六月の條に「上命道士趙歸真等於三殿建九天道場親授法鑑。右拾遺王哲上疏切諫。坐貶河南府戶曹」と叙し、考異に「實錄道士趙歸真等八十一人於三殿建九天道場。帝親傳法鑑。右拾遺王哲上疏請不度進士明經爲道士不從。又上書諫求仙事詞甚切直。貶河南府戶曹參軍。舊紀以衡山道士劉玄靜爲崇玄館學士令與道士趙歸真於禁中修法鑑。左補闕劉彥謨切諫。貶彥謨河南府戶曹。實錄去年九月已命歸真建道場親受法鑑。哲疏王業之始不宜崇信過篤至此又有此事與舊紀劉彥謨事相類。今從實錄」と辯じて居る。

然し舊唐書の開成五年と會昌元年との兩年に於て、法鑑を修めた事を否定する程の有力な説とも思はれない。孰れにしても、道教を崇ぶ行為の裏面には、佛法を斥くる意味が籠つてゐらうが、會昌三年(一五〇三)の終までは、表面上に廢佛の紀事に接しない。然るに舊唐書會

四年(一五〇四)正月の條に、

敕、齋月斷屠、出於釋氏。國家創業猶近梁隋、卿相大臣或沿茲弊。鼓刀者既獲厚利、糾察者潛受請求。正月以萬物生植之初、宜斷三日、列聖忌斷一日、仍準開元二十二年九月四日三元

日各斷三日、餘月不禁。

と見えてゐるのは廢佛の一端を示した紀事の始である。唐會要の斷屠釣の條に「會昌四年四月中書門下奏。正月五月九月斷屠。伏以齋月斷屠出於釋氏。緣國初風俗猶近梁陳、卿相大臣頗遵此務、又弛禁不一。只斷屠羊、宰殺驢牛、其數不少。鼓刀者坐獲厚利、糾察者皆受賄財。比來人情共知此弊。臣等商量正月一歲之首、萬物生育之初、請起元日、斷三日、每遇列聖忌日、斷一日。國家崇元祖之道、竭誠奉之誠、既以廣闡其風、即須參用其教。仍望准開元二十二年十月二十日勅。正月七月十月三元日、各斷屠三日。餘望並停。緣斷屠日數既少、法令所宜盡一。望委御史臺別條流聞奏從之」とある。此中書門下の上奏文があつたから断屠の制限を緩めた敕書が出たのであらう。然るに勅書は正月にあり、上奏文が四月にあるのは前後を顛倒した事である。會要の四月とあるのは正月の謬であらう。巡禮記も丁度二月の條に

宰相李紳李德裕奏、停三長月、作道士教、新定三元月正月上元六月中元十月下元。唐國恒式三長月不許、然今上則不然也。

と云つてあるのは緩断屠の勅書があつたからであるとして見れば、中書門下の上奏も正月であつた事は疑ない。佛祖統紀に「四年正月上以齋月斷屠出、自釋教嫌之、勅今後唯禁歲旦三

元日國忌日」と叙してゐるのは、其の實を得て居る。佛祖通載は舊唐書に據りながら會昌三年に繋げてゐるのは全然誤謬である。

舊唐書の武宗紀は此の年三月の條に左の事を記してゐる。

以道士趙歸真爲左右街道門教授時帝志學神仙師歸真歸真乘龍每對排毀釋氏言非中國之教蠹耗生靈盡宜除去帝頗信之。

廢佛の紀事は漸く鮮明になつて來たのである。然し道士の攻撃、武宗の意向だけで、未だ廢毀の實行とまでは行かない。
會昌五年（一五〇五）に至ると、始めて還俗拆寺の事が一時に厲行せられたやうに書かれてある。舊唐書の武宗紀に、

五年春正月己酉朔敕造望僊臺於南郊壇時道士趙歸真特承恩禮諫官上疏論之延英。
略○中歸真自以涉物論遂舉羅浮道士鄧元起有長年之術帝遣中使迎之緣是與衡山道士劉玄靖及歸真膠固排毀釋氏而拆寺之請行焉。

とあり、尋て宰臣等が文武百寮を率ゐて武宗に仁聖文武章天成功神德明道皇帝の徽號を上り、辛亥の日即ち正月三日に、武宗が郊廟の禮を行ひ、天下に大赦した事が簡短に舊唐書の武宗紀に見えてゐる。巡禮記にも此の築臺郊天の事が詳に書かれてあるが、それは後に載せることにしやう。全唐文に此の時の大赦文を收め、「加尊號後郊天赦文」と題してある。其の文中には廢佛の事に及んでゐる。

京師佛刹相望，其數已多。既臨康莊，足壯都邑。逆緣疏理僧尼，訪聞大寺、房院半已空閒。坊內小寺或產業素貧，或殿宇摧毀，僧數既少，不足住持，併合同居，事從簡當。委功德使條疏，各勅處分，兼具數聞奏。其餘僧尼即令移入側近大寺有房院居住。又京城諸市亦不盡有產業，就中即有富寺，今既疏理僧尼，兼停修造，所入厚利恐皆枉破。委功德使檢責富寺邸店多處，除計料供常住外，賸者便勒貨賣，不得廣占求利，侵奪疲人。所去不均之患冀合袁，多之主義。又諸州府所申遷俗僧尼已有定額。若無私度日，當減耗。諸道每至年終各具見在僧尼數，申省其續有死亡及犯事還俗，并分析申報。本司磨勘奏聞。如聞兩浙宣鄂潭洪福三川等道，緣地稍僻，姑務寬容，僧尼之中，尚多踰濫。委長史更加揀。其有年少無戒行者，雖先在保內，亦須沙汰。

と勅せられてある。流石は當時の古文書である。五年正月三日の文に「近縁疏理僧尼」とか「所拆寺僧尼」とか、仍依前勅處聞」とか「諸州府所申還俗僧尼」とか「僧尼之中、尙多踰濫」とか云つてあるのは、少くも會昌四年若しくは四年以前より拆寺還俗の事の起り、將た之に關する勅書も出てゐたことは明らかである。然るに從來の史傳には記載されてゐない。舊史家は文中に月日の見えないから注意を拂はなかつたのであらうか、それとも全く此の文を知らなかつたのであらうか、寧ろ怪むべき位である。

四月になると僧尼検括の始つた事が舊唐書の武宗紀に見える。

夏四月、勅祠部檢括天下寺及僧尼人數。大凡寺四千六百、蘭若四萬、僧尼二十六萬五百。

○資治通鑑は、五月に繫く。新唐書食貨志に五百を五千に作る。唐會要及び通鑑は舊唐書に同じ。

七〇月に至りて佛寺の廢合僧尼の還俗等の勅が出た。舊唐書の武宗紀に、其の事を一處に

纏めて左の如く類叙してある。

秋七月庚子、○舊唐書校勘記に、秋七月庚子、沈氏炳靈云、是月無庚子。張氏宗泰云、七月丙午朔、無庚子。而上下無日可據。未知所由誤」とあり。蓋し庚子の子は午の字の訛である。此の月の朔は丙午である。

誤つたものである。沈驥の二氏は深く考へなかつたのであらう。勅併省天下佛寺。中書門下條疏から二十五日は庚午に當る。午と子とは字形が相似てゐるから

聞奏。據令式、諸上州國忌日、官吏行香於寺、其上州望各留寺一所、所有列聖尊容、便令移於

寺内、其下州寺並廢、其上都東都兩街、請留十寺寺僧十人。敕曰、上州合留寺工作精妙者。

留之如破落、亦宜廢毀。其合行香日、官吏宜於道觀。其上都下都每街留寺兩所、寺留僧三十人。

上都左街留慈恩薦福右街留西明莊嚴。中書又奏、天下廢寺銅像鐘磬委鹽鐵使使鑄錢、其鐵像委本州爲農器、金銀鑰石等像鎖付度支、衣冠士庶之家所有金銀銅鐵之像、敕出後限一月納官。如違、委鹽鐵使依禁銅法處分。其木石等像、合留寺內依舊。又奏僧尼不、合隸祠部。請隸鴻臚寺。其大秦穆謹等祠釋教既已釐革、邪法不可獨存。其人竝勒還俗、遞歸本貫、充稅戶。如外國人送還本處收管。

此に記された事は、當時の文書實紀に本ついたものであるから、事實上無論錯誤がない。然し前後の事を此の七月の條に纏めて書いたものであらう。現に銅鐵の佛像を鹽鐵使に委する勅のあつたのは、六月の事であることは、巡禮記に明記されてゐる所である。故に此に

列記されてゐる事實は編纂の便宜上一括して書いたものであらうと思ふ。又長安及び各地方に留めらるべき寺院僧侶の數は資治通鑑の考異に引かれた實錄に詳で、舊唐書の略を補ふことが出来る。

中書門下奏請上都東都兩街各留寺十所、每寺留僧十人大藩鎮各一所僧亦依前詔勅上都東都每街各留寺兩所、每寺僧各留三十人。中書門下奏奉敕諸道所留僧尼數宜令更商量分爲三等、上至二十人、中至十人、下至五人。今據天下諸道共五十處四十六道○通鑑の考凡五十六州、四十一道今法。五合配三等。○通鑑の考異に按鐵州處四十六道誤也といふ。鎮州魏博淮南西川山南東道荆南嶺南汴宋幽州東川鄂岳浙西浙東宣歙湖南江西河南府望每道許留僧二十人、山南西道河東鄭滑陳許潞磁鄆曹徐泗鳳翔兗海淄青滄景易定福建同華州望衍力今每道許留僧十人夏桂邕管黔中安南汝金商州容管望每道許留五人。一道河中已勅下留十三人。○通鑑の考異に杜牧の杭州南亭記及び唐時石刻を引き留められた寺院僧侶の數に異同あることを述べ貢錄。に從ふと云つてある。

八月の壬午即ち七日に至り（壬午は通鑑に據る）武宗は詔を下して佛教の弊害を陳べて中外に宣告したが、其の文中に廢毀せられた寺院還俗した僧尼又は沒收せられた良田奴婢等の總計を擧げて、

天下所拆寺四千六百餘所、還俗僧尼二十六萬五百人、收充兩稅戶、拆招提蘭若四萬餘所、收膏腴上田數千萬頃、收奴婢爲兩稅戶十五萬人。隸僧尼屬主客顯明外國之數。勅大秦穆護祿三千餘人、還俗不裸中華之風。（舊唐書武宗紀全唐文）

とある。幾くもなく又僧侶の數を減ぜられた事が通鑑に見えてゐる。

尋又詔東都止留僧二十人諸道留二十人者減其半留十人者減三人留五人者更不留是て愈終局を告げた譯である。以上は舊唐書等の從來の史傳に載せられてゐる處で、會昌の廢佛は四年頃から始つたやうに記されてあるが、大師の巡禮記に據れば、決して四年に始つたものでない。武宗の即位の年より起り、漸次歩武を進め、其の間に幾多の曲折波瀾あり、五年に至りて其の極に達したのである。此より巡禮記に見えたる事を年代順に錄して、來由を明にしたい。

會昌元年(一五〇二)此の年は廢佛の第一年とも云ふべきである。正月に武宗は僧侶の俗講を命ずると同時に、道教の講義をも開かしめた。

勅於左右街七寺開俗講。左街四處○中略四處は資聖寺、惠日寺、崇福寺右街三處○中略三處は會昌壽寺、菩提寺、景公寺又勅開講道教。左街令勅新從劍南道召太清宮内供奉矩令費於玄真觀講南花等經。右街一處未得其名。竝皆奉勅講。從大和九年以來廢講。今上新開。正月十五日起首。至二月十五日罷。

文宗の大和九年(一四九五)以來廢せられてゐた道教の俗講の再興は、佛教排斥の端緒である。

六月十一日、今上降誕日、於内裏設齋。兩街供養大德及道士集談經。四對論議。二個道士賜紫釋門大德、惣不得著。

紫服の賜は本と僧道優待の意に出てゐたものである。然るに今道士には之を賜ひ、僧侶には着するを許さずとは何たる侮辱ぞ。此の差別的待遇は廢佛意思の外に閃いたものとも謂ふべきである。

會昌二年(一五〇二)此の年は廢佛の第二年である。漸く鋒銳を行政の上に見はじめてきた。

三月三日李宰相聞奏僧尼條流勅下發遣保外無名僧不許置童子沙彌。

〔案〕唐代の官府語に、條流、條疏、條錄、條理、條陳、條貫等の語あり、其の最も多く見ゆるのは、條流と條疏との二語である。條流の流の字義は詳でないが、其の用例に就いて考ふるに條項を定めて事物を整理する義で、整理といふ中に、或は制限或は淘汰の意を含んでゐるやうに思はれる。例へば「條流聞奏」とか「條流簡省」とか「條流等第聞奏」とか「條流分析聞奏」とかあるは、動詞として使つたもので、「諸條流」とか「從前條流」に散見してゐる。唐摭言にも「條流進士」の語がある。條疏は古人は疏布也と註し、事實を布陳する義となしてゐるから、條項を擧げて事實を布陳することを條疏といふのである。是は一般で知られてゐる語であるから、例を引くまでもない。條流と疏とは字形が相似してゐるから、往々混同せられる事がある。舊唐書の文宗紀に、揚嗣復對奏の語中、「徒有糜費請欲條疏」とあるを、冊府元龜に之を引いて條流に作

り、又武宗紀の毀佛寺勒僧尼還俗制の中に「條疏至當、宜在必行」とあるを、文苑英華及び全唐文は條流に作てある。並に條流に作つた方が原文の意を得てゐるやうに思はれる。大師の巡禮記にも前後に散見し、明白に條流と書かれてあるを、世の刊本は盡く改めて條疏となしたのは武斷を免れないから、此に一言辯じ置く次第である。

唐代に僧侶に關する制度に保と稱するものがあつて、内外に分たれてゐた。保外の語は巡禮記に見え、保内の語は武宗の加尊號後郊天赦文に見えてゐる。(にあり前) 敕文は前 其の組織規程は詳でないが、外國僧は保外であつた事だけは確である。右に掲げた三月三日の條は、宰相李德裕が僧尼の條流を聞奏したのに因り、武宗は敕を下して保外に屬する内地の無名僧をそれぞれ本寺より逐ひ立て、又童子の沙彌を置くことを禁じたのである。是が會昌廢佛の第一着手とも謂ふべく實に會昌二年三月三日の事である。

かくの如く内地の無名僧は發遣せらるることとなつたが、同じく保外に屬する外國僧は廢遣するに及ばぬ事となつた。當時長安在住の僧侶を管理するものは、左右街の功德使で、其の下に左右街功德使巡院あり。仇士良は左街の功德使で、巡院には知巡押衙監察侍御史趙鍊、又は行押衙知巡何公貞などいふ人があつた。巡院よりは何公貞の名を以て外國僧に對して三月五日に左の文書を發した。

巡院轉帖 興善青龍資聖三寺

外國僧三歳等

右奉軍容主良仇處分。前件外國僧并仰安存不得發遣者。事須轉帖。各仰准此處分訖報者。准狀轉帖者。

會昌二年三月五日 押衙知巡何公貞

三月十日に至りて巡院よりは更に大師等へも文書が到來した。

巡院帖 資聖寺

日本國僧圓仁并弟子惟正惟曉行者丁雄萬等

右奉使狀得狀令發遣保外客僧出寺。其圓仁等未敢專擅發遣。奉軍容處分不用發遣。依前收管者。准狀帖。巡者帖寺仰准使帖處分者。

會昌二年三月十日帖 押衙知巡何公貞

此兩文書は廢佛當初に於ける當局者が如何に保外の外國僧を取扱ひしかを徵する事が出來る。

五月廿五日に至りて外國僧の藝業調をなした。

巡院帖 揚化園

當團諸寺應有外國僧等

右奉使帖勸從何國來及到城年月兼住寺并年幾下に許の字ありに幾の字あり解何藝業具名申上者事須帖團。仰速折狀通功待申上不得遲速者。准狀帖團者。

慈覺大師の入唐紀行に就いて

會昌二年五月廿五日

押衙知巡何○池田本何の下に
公貞

右の帖に對して、大師は翌廿六日。左の返牒を呈出した。

資聖寺日本國僧圓仁年五十解講法花經

弟子僧惟正年三十解僧惟曉年廿一解法花經

并

奉帖勘從何國來及到城年月兼住寺拜年幾○許の字あり日本幾の下に解法花經

天

右圓仁等爲抄瀉闕(寫)本經論流傳本國去開成三年七月隨日本國朝貢使來到楊州去開成五年八月廿三日到城奉使牒權寄住資聖寺聽學謹具如前謹牒牒件狀如前謹牒

會昌二年五月廿六日 日本國僧圓仁等謹牒

以上掲げ來た文書は、事件の實證となるのみならず、文書其の物の形式も、大に古文書學上参考の價值を有するものである。

議あつたが、去年と同じく僧侶のみは紫服を著くることを許さなかつた。

五月廿九日に長安左右街の内供奉僧の定員を減じ、六月十一日の降誕齋に僧道の御前論議あり、上に今之字恐らくは衍延の下兩街大德對道士御前論議道士二人得紫僧門不得著紫。

○池田本

五月廿九日有勅停内供奉大德兩街各廿員。六月十一日上德陽日大内降誕降齋

○池田本

かくて十月九日に至り一大鐵槌とも謂ふべき淘汰整理の敕書が下つた。

十月九日勅下天下所有僧尼解燒練咒術禁氣背軍身上杖痕烏文雜工功會犯淫養妻不修戒行者並勒還俗苦僧尼有錢物及穀田地庄園收納官如借錢財情願還俗者玄亦任行は玄本に玄亦任恐れ任意之誤との考あれども恐ら勒還俗充入兩稅徭役勅文在別

書刊佛

惜いことに此の敕文は存してゐない。敕文の日附恐らくは十月七日で、九日に公布せられたものであらう、下文に引いた巡禮記の文中に十月七日の敕とあるのは、即ち是であらうと思ふ。完全な文は見ることが出来ないが、巡禮記の文に據つて大要は知られる。

還俗すべき條件として書かれてある事は、夫の三武一宗の一人たる周の世宗が、寺院を建て、僧尼を度することを禁止した詔に、淘汰制限すべき條件として挙げたものと相似であるものがあるから、先づ世宗の詔書中の文を引いて参考に供したい。即ち漏網背軍之輩、苟削削以逃刑、行姦爲盜之徒託往持而隱惡」とあり、又「曾有罪犯遭官司刑責之人及棄背父母逃亡奴婢、姦人細作、惡逆徒黨山林亡命未獲賊徒、負罪譖竄人等、並不得出家剃頭」ともあり、又「僧尼俗士、自前多有捨身燒臂鍊指釘截手足帶鈴挂燈諸般毀壞身體戲弄道具符禁左道妄稱變現還魂坐化、聖水聖燈妖幻之類皆是聚衆眩惑流俗」今後一切止絶。如有此色人仰所在嚴斷遞配邊遠、仍勒歸俗、其所犯罪重者準格律處分」ともある。(全唐文周)若し武宗の敕文が現存してゐたならば、周の世宗の詔と相比較して、今一段明瞭になることもあつたであらう。然し巡禮記に其の大要だけでも記されてあることは、研究者に取りては誠に幸な事で、全く亡びたるに勝ることが萬々である。

さて武宗の還俗條件の燒鍊とは、世宗の詔中の臂を焼き指を鍊るの術をいひ兜術禁氣とは即ち詔中に見える符禁左道の事で、祈禱マジナの種類をいつたものであらう。背軍は當時の官府語で、前蜀主王建の郊天改元赦文にも「逃走背軍」と見え(全唐文前蜀)唐會要の逃戸

の條に證聖元年の李嶠の上表文を載す。其の中に天下之人流散非一、或違背軍鎮或因緣逐糧苟免歲時偷避徭役の語がある。背軍は軍鎮に違背して僧侶となつたものゝ事である。身上杖痕とあるは罪を犯して杖刑を受け、身上に打撲の痕跡を存するもので、世宗の詔に所謂曾有罪犯遭官司刑責之人とある類で、今日の語を以て之を言へば前科ものゝ事である。鳥文の義は不明である、誤字ではあるまいが、或は上句に屬し文身の義に取られぬでもない、或は下句に屬し雜工功の形容詞とも見られぬでもない孰れにしても疑はしい。雜工功の功は巧の假借である、工巧も當時の語で、現に武宗の詔に「非工巧之徒」の語あり、李德裕の狀に「是尋常百姓竝非工巧」の文がある、又五代史の吳越世家に錢氏兼有兩浙幾百年其人比諸國號爲怯弱、而俗喜淫侈、偷生工巧」とも見えてゐる。雜工巧とは種々の手仕事をすることであらう。曾犯淫養妻及び不修戒行者の事は説明を要せない。解燒鍊以下の條件に當る僧侶は凡て還俗すべき事となつたのである。其の上に僧尼の所有してゐた財産即ち錢物穀斗唐會要全唐文中に斛斗又は斛斗にて用ひたものである（巡禮記に田地庄園は盡く沒收して官に納れる事とし若しそれがいやならば還俗させ）一般の人民と同様に兩稅徭役の義務を負はせることにしたのである。當時の僧尼に取つては一大恐慌であるから如何に驚愕したかは思ひやられる。武宗が此の條流の敕書を下して急に淘汰整理を行ふたのは、動機のあつた事である。大師は其の事を記し併せて僧尼の財産取調に關することも書いておいた。

僧眩玄奏、自作勅輪、自鎮兵、打廻鶴國、勅令彼僧試作勅輪、不成。又准宰相李紳聞奏因起。

此條流。其僧當証勅罪准勅斬懲訖。左右衛功德使帖諸寺勸。隸僧尼財物准勅條流。天下六同諸州府中書門下牒行日〇十月九。

〔案〕敕罪より諸帝勸に至る十七字は、東寺本には、本紙の頁尾に細字を以て補書し、本文の証の字と隸の字との中間に、小圓點を施して、其の間に入るべきものであることを示してゐるから、本文に書き込んだのであるが、是で文理が明に通ずるやうに思ふ。池田本には此の十七字ないのは全然誤脱である。

當時回鶻問題の盛んな時であつたので、眩玄は大膽にも劔輪の咒術を以て、敵國の降服を企て、遂に不成功に終つたのは、佛教反対者に排撃の新材料を與へた譯である。其の上に宰相李紳の條流の聞奏もあつたから、俄に此の淘汰整理の事が起つたやうに巡禮記に書いてあるのは當時の事實を得たものであらう。

此に而面白く感ずるのは、宦官仇士良の事である。彼は佛教信者であつたのであらう。今や此の條流の朝命に接し、敢然反抗を試みてゐるのは、權闇の常態を憚ばせる所がある。然し武宗の君臣の果斷は彼の容求を許さずして、姑く一百日内の猶豫を與へた。巡禮記に此事を記して、

京城内仇軍容拒勅不欲條流。緣勅意不許且許請權停一百日内〇十月九。
とある。文章は簡短であるけれども善く廢佛事件を通じて朝廷對宦官の反目を描寫したものである。

會昌三年(一五〇三)此の年は廢佛の第三年である。此の正月は條流猶豫期限の終る時であつたから、左右街の功德使は朝廷の嚴命に本づき、各條流する所ありて、其の結果の上奏に及んだ。左街の還俗僧尼は一千二百三十二人、右街の還俗僧尼は二千二百五十九人。長安城中一時に三千四百九十一人の僧尼が還俗したのであるから、其の紛擾は思ひやられる。朝廷は更に又僧尼の蓄へてゐた奴婢に對しても制限を加ふる所があつた。

左街功德使奏准勅條流僧尼除年已衰老及戒行精確外愛惜資財自還俗尼○下文に據れば俗の下僧の共一千二百卅二人。右街功德使奏准勅條流僧尼除年已衰老及戒行精確外夢

借資財自願還俗僧尼共二千二百五十九人。

○東寺本に五の字を脱す今池田本に從ふ東寺本も下文は五十九年に作る。

奉勅左右街

功德使奏准去年十月七日十六日勅條流令還俗僧尼宜依^{○此の下恐らく是誤脱ある}其愛惜資財情願還俗者各委本貫收充兩稅戶。向後諸道有如此色類並准此處分。所蓄奴婢僧許留奴一人尼許留婢二人餘各任本家收管。如无家者官爲貨賣同衣鉢餘外資財收貯待後勅處分。其僧尼所留奴婢如有武藝及解諸藥諸術等並不得留不得削髮私度。如有違犯綱維知事

錄報官餘資產錢物等各委功德使自條流聞奏。』

會昌三年歲次癸亥正月一日

十七日功德使帖諸寺僧尼入條流內並令還俗。此資聖寺卅七人。十八日早朝還俗訖、右街還俗僧尼共一千二百卅二人。右街還俗僧尼共二千二百五十九人。

〔案〕巡禮記の此の條は錯簡誤脱あるやに思はる。第一は此に引いた起首の左街功

徳使奏より自條流聞奏に至るまでの文は、二年の年末に見えてゐるけれども、三年正月十八日に記された還俗僧尼の數と同一の數を擧げ、殊に准去年十月七日廿六日勅などの文ある所から考ふれば、三年の紀事に係ること疑なし。恐らくは本と三年正月の條に在つたのを、傳寫の際誤つて二年の年末に混入したものであらう。第二は准去年十月七日十六日勅より自條流聞奏までは、文意を審にするに、上奏の文にあらずして、勅書の文である。故に准去年云々の上に在る奉勅左右衛功徳使奏の文の前後には、何等かの誤脱があるのであらうと思ふ。

當時外國の僧侶に對して好意を有してゐたのは仇士良であつた。正月廿八日に左衛門の諸寺に留つてゐた外國僧を衛院に招いて親しく慰安を與へた。其の時會集したものは、南天竺の僧五人、北天竺の僧一人、獅子國僧一人、日本國僧三人、其の外新羅、龜茲、國等の僧にて總計二十一人であつた。

廿七日、軍容有帖喚當街諸寺外國僧。廿八日、早朝入軍裏、青龍寺、南天竺、三藏寶月等五人、興善寺、北天竺、三藏難陀一人、慈恩寺師子國僧一人、資聖寺日本國僧三人、諸寺新羅僧等、更有龜茲國僧、不得其名也。都計廿一人、同集左神策軍、軍容衛院喫茶後見軍容。軍容親慰。安存。當日各歸本寺。

其の後功德使は還俗僧及び保外僧尼に關する牒を發した。

二月一日、使牒去、僧尼已還俗者、輒不得入寺及停止。又發遣保外僧尼不許住京入鎮内。

かくの如く僧侶は次第に壓迫せられたが、朝官中にも奇禍に罹つたものがあつた。それは太子の詹事の韋宗卿である。宗卿は内外の典籍を究めてゐた所から涅槃經疏二十六卷を著し、尋て武宗に獻上した。處が武宗は大に怒りて其の書を火中に付し、中書門下に詔して、草稿を取上げて盡く燒かしめ、其の上宗卿を成都府尹に貶謫したのである。巡禮記の六月十五日の條に、其の事が記されてある。

太子詹事韋宗卿撰涅槃經疏廿卷進。今上覽已、焚燒經疏勅中書門下令就宅追索草本燒焚。其勅文如左。

勅銀青光祿大夫守太子詹事上柱國花陰縣開國男食邑三百戶韋宗卿、忝列崇班(班)合遵儒業。溺於邪說、是扇妖風。既開詖惑之端、全戾典墳之書。簪纓之内、頽靡何深。況非聖之言、尙宜禁斥。外方之教、安可流傳。雖欲色容、恐傷風俗。宜從左官猶謂寬恩、可任成都府尹。馳驛發遣。

太子詹事宗卿進佛經涅槃經中撰成三德廿卷奉勅大圓伊字鏡略廿卷具已詳覽。佛本西戎之人、教張不生之說。孔乃中土之聖、經聞利益之言。而韋宗卿素儒士林(字あらん)誤衣冠望族、不能敷揚孔墨。翻乃溺信浮屠、妄撰胡書、輒有輕進。況中國黎庶久染此風。誠宜共遏迷聲、使其反朴。而乃集妖妄轉惑愚人。位列朝行、豈宜不自愧。(○自の上東寺本に不の字なし。今池田本に從ふ。其所進經內中、已焚燒訖。其草本委中書門下、追索焚燒、不得傳之於外。會昌三年六月十三日下韋宗卿の傳は新舊唐書に見えない、又本條の事は他書中にも記されてゐないやうである。

全唐文に宗卿の文を收め、其の小傳に「宗卿、元和中、官侍御史戸部員外郎、出爲益州刺史」とあるのが盡されてゐない。收めた文は隱山六峒記の一編である。此の巡禮記に書かれてある十三日の勅は、宗卿の官階事蹟を徵する事が出来るのみならず、全唐文の遺漏を補ふに足るもので、武宗が如何に佛教に對して敵意を有してゐたかは是だけにても知らるるのである。

此の年の九月か十月頃の事であるが、不幸にも僧尼は愈々迫害を受けねばならぬ意外の事があつた。昭義の節度使劉從簡の後を承けて留後とならうとした劉稹の叛いた時、其の押衙たる臺孫は長安左街の平康坊に在る潞府の留後院に詰めてゐたのである。朝廷は臺孫を捕へんとしたが、脱走して往く所が分らなくなつたので、諸處を搜索し、又其の家族の妻や兒女を殺した。處へ人が朝廷に報告し、臺孫は髪を剃りて僧徒の姿となり城中に隠れてもと申出でたものがあつたから、愈々僧侶の條流が嚴重となり、來歴の不明な僧は京兆府に捕へられ、新裏頭の僧の慘殺に遇つものは三百餘人に及んだといふことである。

(潞)
路府留後院在京左街平康坊。路府押衙臺孫○臺の字體詳ならず、姑く字形の似たるを以て書す。在院知本道事。勅令
捉其人、走脱不知去處。諸處尋捉不獲。唯捉得妻兒女等斬煞破家。有人告報路府留
後押衙臺孫剃髮、今在城僧中隱藏。仍勅令兩街功德使疎理城中等僧。公案无名者盡勅
還俗。遞歸本貫。○佛書刊行會本に遞東本在俗上、下に改之とある。諸道州府亦同斯例。
近住寺僧不委來由者盡捉。京兆府捉新裏頭僧於府中打煞三百餘人。其走藏者不敢街裏行也。
月〇本條は九

と十一月三日の
餘と間に在り、

會昌四年（一五〇四）此の年は廢佛の四年で、事件は愈々多く、去年の冬逃げた臺孫は未だ捕縛することが出来なかつたので、三月に地方の四名刹に向つて又復制限處分の嚴命を下した。

三月勅下云、代州五臺山及泗州普光王寺終南山五臺鳳翔府法門寺、寺中有佛指節也。並不許置供及巡禮等。如有人送一錢者脊杖貳拾。如有僧尼等在前件處受一錢者脊杖貳拾。諸道州縣應有送供人者當處捉獲脊杖貳拾。因此四處靈境絕人往來、無人送供。准勅勒責彼處僧人、无公驗者並當毘打無具姓名聞奏。恐路府留後押衙作僧潛在彼處也。

武宗は年を逐うて佛教を排斥し、僧尼を虐待すると共に愈道教に歸依し、昭義征服の祈禱も、主として道士をして行はしめた。
 爲破路府勅召道士八十一人、又於内裏令作九天道場於露處（下文に據れば、或は霧高壘）八十張床鋪設精彩。十二時行道祭天尊。乾脯酒肉用祭火羅天。四月一日起首直到七月十五日爲終期。其道場不在屋舍內於露庭中作法。晴明即日炙雨下即霽身（霽の字の誤）八十一人中多有著病者也。

獨り此れのみではない。僧侶の預つてゐた宮中の恒例も、今年に至つて變つて來た。それは武宗の誕生日たる六月十一日には、兩街の高僧と道士とを宮中に請じて、齋を設け香を行ひ、將た道佛の論議するのは毎年の例で、昨年までは、僧侶は道士に較ぶれば侮辱的待遇を受

けてゐたとは云へ、猶其の儀式に預つてゐたのである。然るに今年は道士のみを請じて僧侶を請ぜぬことに改めどこまでも僧侶を排斥した次第である。巡禮記に左の如く記されてゐる。

國風、毎年皇帝降誕日、請兩街供奉講論大德及道士於内裏設齋行香、請僧談經、對釋教道教對論義。今年只請道士、不請僧也。看其躰色從今已後不要僧人入内。

大師は又武宗が六月に金仙觀に幸し、七月十五日に興唐觀に幸した事を錄して、

二月○二は六駕幸右街金仙觀。是女觀、々中有女道士甚有容。天子召見入意。勅賜絹一千疋。遂宣中官令修造觀便通内、特造金仙樓。其觀本來破落、令修造嚴麗。天子頻駕幸。向後駕幸左街興唐觀。是道士觀、又賜千疋特令修造銅鑄作聖容。當莊校奇絕。下に聖容本鑄の二字あり、今池田本に從ふ。又莊校の語は下文引く所の毀寺の條中にも見ゆ。佛教刊行會本は故に莊嚴に作り、池田本は庄校と書いてある。今東寺本を檢するに校の字體は校と見えるも嚴とは見えず無量壽經に奇妙珍異、莊嚴校飾の文あり、莊校は莊嚴城中諸寺、七月十五日供養、諸寺作花蠟花餅餅田本に作る假花葉樹等各競奇妙。常例皆於佛殿前鋪設供養。傾城巡寺隨喜甚是盛會。今年諸寺鋪設供養、勝於常年。勅令諸寺佛殿供養花葉等、盡般到興唐觀祭天尊。十五日天子駕幸觀裏。召諸寺被奪供養物、惄惶甚也。○其の誤寫東寺本の字を誤

とあり、又國子監の學士及び進士及第のものをして道教に入らしむる詔を出した事も記されてある。

勅召國子監學士及天下進士及第身有學者令入道教。未曾有一人入其道者也。○本條は七月と八月との中間に見ゆ。

武宗の即位の頃には進士明經の身を以て度牒を受けて道士となつたものがあつた。會昌元年(一五〇一)六月に右拾遺の王哲が上疏して進士明經を度して道士となざらんことを請ひしも從はれなかつた事は、資治通鑑考異引く所の實錄に見えてゐる(唐會要の尊崇道教の條にも、王哲の狀を進めた事が載せられてあるが、不の一字を脱せるため、反対の事實となつてゐる)此に至りては、廣く學士進士をして道教に入らしめんとしたものである。大師が未曾有一人入其道者と記してゐるのは(或は宗教敵の筆ではあるまい)かとも思はれる。兎に角此の詔も舊來の史傳に見えない事である。

今年已來每雨少時、功德使奉勅帖諸寺觀令轉經祈雨。感得雨時、道士偏蒙恩賞、僧尼寂寥。無中城中人啖曰祈雨即惱亂師僧賞物即偏與道士。○本條も七月と八月との中間に見ゆ。

朝廷の道佛に對する處置は、何たる偏頗のことである。七八月頃に至り、迫害愈甚しく全國の山房蘭若其他小寺院等の破壊を命じた。勅下今毀拆天下山房蘭若普通佛堂義井村邑齋堂等未溝二百間不入寺額者其僧尼等盡勒還俗充入色役、具令分析聞奏、且長安城裏坊内佛堂三百餘所佛像經樓等莊校如法盡是名工所作、一箇佛堂院敵外州大寺。○鄭注本准勅併除。罄盡諸道天下佛堂院等不知其數。天下尊勝石幢僧墓塔等有勅皆令毀拆。○本條も七月と八月との中間に見ゆ。

九月に昭義の軍平定し、劉稹等の首の京城に徇示せられた時に、武宗をして

照儀已破。今未除者准是天下寺舍^(昭義)○准東寺本池田本竝に同[○]兼條流僧尼都未了[○]は第三章に收むと曰はしむるに至つた。十月に入ると、又も寺院の破壊僧尼の還俗の勅が出た。

勅令毀拆天下小寺經佛般入大寺鐘送道士觀其所拆寺僧尼龐行不依戒行者不論老少書勒還俗遞歸本貫充入色役年老身有戒行者配大寺雖有戒行若是少年者盡勒還俗歸本貫[○]池田本歸の上城中毀拆卅三處小寺條流僧尼一准勅文也[○]本條は十月に遞の字あり

全國の山房蘭若破壊の敕がありてから未だ二三月を出でざるに、又此の通である。當時の僧尼が如何に戦々兢々として不安と危惧とに驅られたかは想像するに難くない。

會昌五年(一五〇五)此の年は廢佛の最後の年で迫害の上にも迫害を加へられた。佛教が迫害せられただけそれだけ道教が尊重せられ、道士の説く所も行はるるやうになつて來た觀がある。築仙臺と拜南郊とは其の事を證してゐる。

舊唐書の武宗紀の會昌五年の條に、五年春正月己酉朔敕造望僊臺於南郊壇時道士趙歸真特承恩禮[○]中幸臣李德裕杜悰李讓夷崔鉉太常卿孫簡等率文武百寮上徽號曰仁聖文武章天成功神德明道皇帝辛亥[○]三有事於郊廟禮畢御承天門大赦天下[○]と見え新唐書の武宗紀に、五年正月己酉朔群臣上尊號曰仁聖文武章天成功神德明道大孝皇帝是日朝獻于太清宮庚戌[○]二朝享于太廟辛亥[○]三有事于南郊大赦[○]中作仙臺于南郊[○]とありて、築仙臺と拜南郊との記事が前後してゐる。資治通鑑は新唐書と同じく、五年春正月己酉朔群臣上

尊號曰仁聖文武章無成功神德明道大孝皇帝。尊號始無道字。中旨令加之。○是時帝崇信道士趙歸真於尊號中加道字而不知其所謂道者非吾之所謂道也。庚戌上謁太廟。辛亥祀昊天上帝。赦天下。築望仙臺於南郊。○と叙してある。大師の巡禮記に據ると。拜南郊の事は正月三日であるが築仙臺は四年よりの起工で。五年の正月に始まつた譯ではない。落成も三月の事である。此の兩事實に就いても。巡禮記の記す所が甚詳にして異聞が多い。

道士趙歸真等奏云。佛生西戎。教說不生。夫不生者只是死也。化人令歸涅槃。涅槃者死也。盛說无常苦空。殊是妖恠。未涉无爲長生之理。太上老君聞生中國宗平太羅之天。遣遙无爲自然爲化飛練仙丹。服乃長生。廣列神府。利益无疆。請於內禁築起仙臺。練身登霞。逍遙九天。庶福聖壽永保。長生之樂云々。皇帝宜依奏。○宜恐らくは宣の誤。池田本に據て補ふ。東寺本以爲奏。敕令兩軍於内裏築仙臺高五十尺。十月起首。每日使左右神策軍健三千人般土築造。皇帝意切欲得早成。每日有勅催築。兩軍都虞候把棒檢校。皇帝因行見問內長官曰。把棒者何人。長官奏曰。護軍都虞候勾當築臺。皇帝宣曰。不要備把棒勾當。須自擔土便交般土。○昭義後時又駕築臺所。皇帝自索弓。无故射煞虞候一人。无道之極也。○十月十一月出勅云。緣照儀冠賊已破。朕取來年正月更拜南郊。仍仰百寮曉示諸職。早令排比者。百司准勅修理橋道街路。不通入馬車牛。城南郊壇特唐修造於墳四面花幕屈張。○張東寺本。樓閣城營。一切取城中內裏之様。百司懶々不已。會昌五年歲次乙丑正月三日拜南郊。儀仗威儀一似元年。不許僧尼看。又舊有條流不許僧尼午後出寺。又不許犯齋鐘及向別寺宿。所以僧人不

得看南郊也。築仙臺欲成就。勅令道士飛練仙丹。道士長趙歸真奏云、有一般仙藥此國全无。但於土藩國有此藥。臣請自向土藩採此藥。兩軍中尉不肯。仍奏云差別人去即得。然趙歸真求仙之長不合自去。勅依中尉奏不放去。有勅問求仙用何藥。具色目申奏者。道士奏藥名目李子衣十斤、桃毛十斤、生鷄膜十斤、龜毛十斤、兔角十斤等。勅令於市藥行覈。盡稱无。因此通狀被打煩惱不徹。遂於諸處求亦不可得。寒食從前已來准式賜七日暇。築臺夫每日三千官健寒食之節不蒙放出。怨恨把器仗三千人一時銜聲。皇帝驚怕。每人賜三疋絹放三日暇。三月三日築臺成就進仙臺。人君上臺。兩軍中尉諸高班道士等隨皇帝上。兩軍中尉語趙歸真曰今日進仙臺了。不知公等求得仙否。歸真低頭不語。見說仙臺高百五十尺。上頭周圓與七間殿基齊。班上起五峰樓。中外之人盡得遙見孤山高聳。般終南山盤石作四山崖。龕窟盤道。妙飾精妙。便栽松柏奇異之樹。可笑稱意。便有勅令道士七人於臺上飛練求仙。

以上の事實は優に新舊唐書の補正をなすに足るものである。且又武宗の道教に對する迷信が如何に深かかつたかは判定することが出来る。

三月以後は佛寺の莊園を置くを禁じ。寺院の有する奴婢に關する制限的規程を厲行し。殊に還俗すべき僧尼の年齢は次第に高まり。四月一日よりは四十歳以下のものと定め。長安城中毎日還俗するもの三百人あり。十五日に至りて四十歳以下の僧尼はなくなりといひ、十六日よりは五十歳以下のものと定め。五月十日にして五十歳以下の僧尼までがなくなり。

つてきたといひ、十一日よりは五十歳以上のものも祠部の度牒なきものは高行龐行を問はず還俗せしめることと定めた。其の間には祠部の度牒あつても、其の度牒が少しにても汚點のあるとか記載上の差異があれば、還俗せしむることとした。而かも僧尼の還俗に服せないものあらば違敕罪に問うて死刑に處するとの嚴命を下すに至つたのである。武宗は時々刻々に壓迫して僧侶を全滅し、佛教を廢絶せしめなければ止まぬ勢である。

又勅天下寺舍不許置莊園庄○閑下の庄又令勘檢天下寺舍奴婢多少兼錢物解斗疋段一
 タ詣實○佛書刊行會本に具錄令聞奏城中諸寺仰兩軍中尉勘檢諸州府寺舍委中書門下
 檢勘且城中寺舍奴婢三等收身有藝業者○業の字東寺本者下軍裏政无業少壯者貨賣老
 弱者填宮奴婢憂哭父南子北此時是也功德使帖諸寺奴婢五人爲一保々中走失一人
 者罰二千貫錢諸寺錢物兼貸賣奴婢贖錢○贖東寺本續に作並皆官收擬充百寮祿料又
 勅天下諸寺僧尼年冊已下盡還俗遞歸本貫人主又上仙臺勅令音聲人推落左軍中尉
 音聲人不肯推之勅問朕交推如何不奉音聲人奏云中尉是國家重臣不敢推下天
 子怒打脊二十棒在臺上恠道士云朕兩度上臺卿等未有一人登仙者何意道士奏曰
 緣國中尺敎與道教並行里氣越著導於仙道所以登仙不得人君宣兩街功德使云卿知否
 朕若是何師盡不要也數日後勅下天下僧尼五十已下盡勒還俗遞歸本貫訖後有勅云
 天下僧尼五十已上無祠部牒者盡勒還俗遞歸本貫有祠部牒者委當州縣磨勘差殊者盡
 勒還俗遞歸本貫城中僧尼委功德使准此例條流者○條東寺本牒中書門下准勅牒諸道訖

城裏僧尼功德使條流甚嚴切且勘定无祠部牒僧尼之數具錄聞奏便帖諸寺合般家具。

其有祠部牒者惣索將入軍裏磨勘其祠部牒上微有點汙處及生年與功德案入保牒差殊者盡入還俗之數不差殊者便收入軍案不出遂使諸寺僧尼同無告身也大家皆云不還告身者不留僧尼之謀樣收寺奴婢錢物者毀拆寺舍之兆也皇帝宣云般土之坑極深會本の考判

築臺^{土東本作云池本作出宣作土}之義^{とあるは從ふべし}令人恐畏不安朕欲得填之事須祭臺之日假善設齋慶

臺惣追兩街僧尼集左軍裏斬其頭用填坑者檢樞卜密奏云僧尼本是國家百姓若令還俗各自營生於國有利請不用追入請仰本司盡勒還俗遞歸本貫无入色役者皇帝

點頭良久乃云依奏者諸寺僧尼亦聞斯事魂魄失守不知所向略○中功德使帖諸寺准勅條

流不許僧尼出寺事須差家人五六人守寺門輒不得放僧尼出寺如有違越者綱維三老

及典直并守門人各決脊杖二十其出寺僧尼當時處死者略○中功德使條流僧尼還俗之事

商議次第且令冊已下還俗訖○冊は冊の字に據る次令五十已還俗東寺本脫す蓋し土は下の誤り次

令五十已上无祠部牒者還俗第三番令祠部牒磨勘差殊者還俗最後有祠部牒不差謬者

盡令還俗即僧尼絕也斯之商議天下大同也緣准勅行故從四月一日起首冊已下僧尼

還俗遞歸本貫每日三百僧還俗十五日年冊已下僧尼方盡從十六日起首五十已下

僧尼還俗直到五月十日方盡也十一日起首五十已上无祠部牒者還俗前年已來條流

僧尼即簡麤行不依本教者還俗遞歸本貫還俗の上池田本今年不簡高行麤行不論驗僧大

德內供奉也○前東寺本池田本並に僧に作る佛書刊行盡勒の二字あり會本に僧東池兩本作增恐非也と云へり但到次第便令還俗頻有勅問已還俗者

多少未還俗者多少催進其數記す今移して下條の下に收む又帖諸寺牒云如有僧尼不伏還俗者科違勅罪當時決煞者。

右の巡禮記の文中に、武宗の言として、兩街の僧尼を追うて、左軍裏に集め、其の頭を斬りて土坑を埋めんとの語あるは、亂暴といふも餘りに甚しきことであるから、或は武宗を悪しまに言ふものゝ虚構で、大師は深く其の虚實を確かめずして書いたものであるまいかとの疑をなすものもあらう。然し前後の事實を綜合して考ふれば、必ずしも虚構でないやうである。現に上文の築仙臺の條に、武宗が何等の罪なき都虞候を射殺した事がある。又本條の上文に、武宗は音聲の人をして臺上より左軍中尉を推し落さしめんと命じた事などもある。其の外にも之に類した暴虐無道のことは、巡禮記の中に散見してゐる。由來武宗は豪邁の風であるが、發作的神精神は時に常態を失はしめ、殊に會昌四五年以來は甚しかつたやうである。舊唐書の武宗紀會昌六年（一五〇六三月壬寅朔日）の武宗不豫の條下に、「帝重方士頗服食修攝親受法籙。至是藥躁喜怒失常」とあり、資治通鑑の會昌五年（一五〇五）十月の條に、「上餌方士金丹性加躁急喜怒不常。冬十月上問李德裕以外事。對曰陛下威斷不測。外人頗驚懼。」
畢者冠逆暴橫。固宜以威制之。今天下既平。願陛下以寬理之。但使得罪者無怨爲善者不驚則爲寬矣」とも見える。武宗の性行の躁急にして、喜怒常なく、威斷測られざることは、舊唐書資治通鑑の並に傳ふる所である。大師の巡禮記の紀事は、二書の爲に具體的證明を與へ事實的注脚をなしたと謂つても宜しい。

武宗の壓迫は獨り内地僧のみならず、外國僧にも還俗を命じて、本國に歸らしむることにした。大師は久しく歸朝の志ありて幾度となく請願したが許可せられなかつたのである。然るに今や廢佛の厄が縁となりて、歸朝の機會を得たのは悲喜交至つたことであつたらう。大師は此の事を記して、

外國僧未入條流之例。功德使別聞奏取裁。有勅云。外國等僧の字を脱せんは若无祠部牒者亦勒還俗。遞歸本國者。西國北天竺三藏難陀在大興善寺。南天竺三藏寶月兼弟子四人於中天成業。並解持念大法。律行精細。博解經論。在青龍寺並无唐國祠部牒。新羅僧亦无祠部牒者多。日本國僧圓仁。惟正亦无唐國祠部牒。功德使准勅配入還俗例略。中聞此事裝束文書所寫經論持念教法。曼荼羅等盡裝裹訖。文書兼衣服都有四籠。便買三頭驢待處分來。心不憂還俗。只憂所寫聖教不得隨身將行。又勒切斷佛教。恐在路諸州府檢勘得實。科違勅之罪。十三日使帖來。當時僧无祠部牒者卅九人。數內有日本國僧兩人。名略。中三綱三老等來相憂云。遠涉求法遇此王難。應不免改服。自古至今求法之人足有難。會本刊行定字。請安排也。不因此難則无因歸國。且喜將聖教得歸本國便合本願。都維那僧法遇贈檀龕像一軀以充歸國供養。晚際辭一寺僧了便着俗衣。十四日早朝入京兆府請公驗。恐无公憑在路難爲歟。西國三藏等七人亦同在府請公驗。府司判與兩道牒。仰路次差人遞過。然從會昌元年已來。經功德使通狀。請歸本國。計百有餘度。又會屬數箇有力人用物計會。又不得去。今因僧尼還俗之難。方得歸國。一悲一喜。

とあり。かくて大師は五月の十五日長安を出發して歸朝の途に就いたのである。六月廿

三日河南道泗州の盱眙縣巡禮記に盱眙を煦貽或は昫貽と書す、今の安徽泗州盱眙縣東北から揚州に至る途次、一翰林博士に遭遇して、長安の廢拂の近況を聞いた儘を記してある。

有翰林博士、貶下爲外州司馬因相見云、五月廿九日離長安。在城之時、城中僧尼遷俗已盡。准勅每寺留三綱勘檢錢物待官家收寺錢物已後擬令遷俗云々。諸寺見下手毀拆章敬青

龍安國三寺通爲內園云々。

此に據れば五月廿九日の頃は長安城中の僧尼は略遷俗し盡くして、廢佛の殘務の時期に近づいてゐたのである。

大師が長安に在りて親しく見聞した長安城中の廢佛の事は、以上述べ來つた通であるが、更に歸朝の途上各地方に於て、見聞した紀事が又廢佛詔勅の如何に地方に實施せられてゐたかは知ることが出来る。

泗州 泗州は唐の時には河南道に屬し、今の安徽泗州盱眙縣の北一里に在つた。大師の此の地に著いたのは六月の廿二日であつた。

廿二日到西州○西は泗州管在徐節度府。誤寫普光王寺是天下著名之處。今者莊國園錢物奴婢○國の盡被官家收檢寺裏寂寥无人來往。字衍州司准勅欲擬毀拆。

揚州 揚州は唐の時には淮南道に屬し、今の江蘇の揚州府である。大師の揚州に到つたのは六月廿八日であつた。

廿○八○日○到○揚○州○見○城○裏○僧○尼○正○襄○頭○遞○歸○本○貫○擬○拆○寺○舍○錢○物○莊○園○鐘○等○官○家○收○檢○近○勅○有○牒○來○云○天○下○銅○佛○鐵○佛○盡○毀○碎○稱○量○斤○兩○委○鹽○鐵○司○收○管○訖○具○錄○聞○奏○

登○州○登○州○是○唐○の○時○に○河○南○道○に○屬○し○今○の○山○東○登○州○府○蓬○萊○縣○治○て○有○る○大○師○は○八○月○十○六○日○に○登○州○に○著○いた○

十○六○日○到○登○州○見○蕭○端○公○新○來○赴○任○又○有○勅○云○天○下○金○銅○佛○像○當○州○縣○司○剝○取○其○金○稱○量○進○上○者○略○中○

登○州○者○大○唐○東○北○地○極○也○枕○乎○北○海○臨○海○立○州○々○城○去○海○一○二○許○里○雖○是○邊○地○條○流○僧○尼○毀○橋○寺○舍○禁○經○毀○像○收○檢○寺○物○共○京○城○无○異○況○乃○就○佛○上○剝○金○打○碎○銅○鐵○佛○稱○其○斤○兩○痛○當○奈○何○天○下○銅○鐵○佛○金○佛○有○何○限○數○准○勅○盡○毀○滅○化○魔○物○

八月廿四日登州の文登縣に至つた。文登縣は今の登州の文登縣治である。廿七日に勾當新羅所に赴いた。勾當新羅所は文登縣青寧鄉に在り、縣治を去ること東南七十里であつた。大師は此に逗留して日本行の船を待つてゐたのであるが、其の間に種々廢佛上の公文に接した。

廿○四○日○到○文○登○縣○略○中○廿○七○日○到○勾○當○新○羅○所○略○中○十○日○後○得○州○牒○云○其○僧○等○○大○師○等○を○指○す○且○委○安○存○若○有○過○往○日○本○國○船○即○任○意○東○西○者○近○有○勅○天○下○還○俗○僧○尼○淄○服○各○仰○本○州○縣○盡○收○焚○燒○恐○衣○冠○親○播○○播○池○田本○に○據○つ○た○もの○で○ある○が○義○詳○なら○ず○恐○持○勢○隱○在○私○家○竊○披○縉○服○事○須○切○加○收○檢○盡○皆○焚○燒○訖○聞○奏○如○焚○燒○已○後○有○僧○尼○將○縉○服○不○通○出○巡○檢○之○時○有○此○包○者○准○勅○處○分○者○諸○州○

縣准勅牒諸坊諸卿收僧尼衣服將到州縣盡焚燒。又有勅令天下寺舍奇異寶珮珠玉金銀、仰本州縣收檢進上。又有勅云天下寺舍僧尼所用銅器鐘磬釜鑄等委諸道鹽鐵使收入官庫、且錄聞奏者○（誤寫）且是具。有勅斷天下獨脚車、條流後有入將獨脚車行者當處決斬。緣天子信道士教獨脚車據破道中心恐道士心不安歟。有勅斷天下猪黑狗黑驢牛等。此乃道士著黃恐多黑色厭黃令減歟。令近海州縣進活獺兒。未知其由。近有勅令諸道進年十五歲童男童女心膽。亦是被道士詐惑也。

以上は大師の長安及び地方に於て見聞した廢佛の状況である。實に記述の委曲を極めたもので、其の文筆の堪能も驚くべきものである。

結果。廢佛の結果とも觀るべき事も記されてある。

唐國僧尼本來貧。天下僧尼盡令還俗。乍作俗形。无衣可著。无物可喫。艱窮至甚。凍餓不徹。便入鄉村劫奪人物。觸處甚多。州縣捉獲者皆是還俗僧。因此更條流已還俗僧尼勘責更佛○

書刊行會本の考に更下恐脱甚字とあり。本條は九月廿二日の前現在り

一時強制の還俗は多數の強縛盜を生ずるに至つたのである。

今一つ特筆すべきことは、上述の通、長安は勿論、各地方とも敕を奉じて廢毀したるに拘はらず、黄河以北の藩鎮中には其の詔を奉ぜなかつたものがあつた事である。大師は十一月三日の條の續に其の事を記してゐる。

三四〇年以來、天下州縣准勅條流僧尼還俗已盡。又天下毀拆佛堂蘭若寺舍已盡。又天下

焚燒經像僧服罄盡。又天下剝佛身上金已畢。天下打碎銅鐵佛稱斤兩收檢訖。天下州縣收納寺家錢物莊園收家人奴婢已訖。唯○黃○河○已○北○鎮○幽○魏○路○等○四○節○度○元○來○敬○重○佛○法○不毀○拆○寺○舍○に○此○の○句○東○寺○本○は○不○拆○舍○不○條○流○僧○尼○佛○法○之○事○一○切○不○動○之○頻○有○勅○使○勘○罰○云○天○子○自○來○毀○拆○焚○燒○即○可○然○矣○臣○等○不○能○作○此○事○也○

黄河以北の鎮、幽、魏路等四節度あるは、唐代の藩鎮中最も驕縱跋扈の歴史を有した河朔の三鎮と澤潞とである。三鎮は河北道に屬し、澤潞は河東道に屬してゐたが、孰れも黄河以北である。鎮は或は鎮冀とも云ひ、成德の節度使の事で、其の軍衙は鎮州に在つた、即ち今の直隸の正定府の恒州である。幽とは廬龍の節度使の事で、其の軍衙は幽州に在つた、即ち今の直隸順天府大興縣の西南である。魏とは魏博の節度使の事で、其の軍衙は魏州に在つた、即ち今の直隸大名府大名縣である。潞は澤潞とも云ひ、即ち昭義軍の節度使で、軍衙は潞州に在つた、今の山西潞安府の潞州である。此等の四節度使が寺舎を毀拆せず、僧尼を還俗させなかつた事は、大師の傳聞に係りて目撃した譯ではないが、當時の事情より観測すれば、實際の事であつたらうと思はれる。天子自來毀拆焚燒即可然矣。臣等不能作此事也との語の如きは、實に善く驕將の倨傲を寫して躍如たらしむるものがある。但し昭義の節度使の劉從諫、劉稹の叛亂死に就いたのは、昨年の事であるから、廢佛の敕を奉ぜなかつたのは、其の以前の事であるは言ふまでもない。又資治通鑑には五年八月の廢佛の條の續に「五臺僧多亡奔幽州。李德裕召進奏官謂曰、汝趣白本使。五臺僧爲將必不如幽州將、爲卒必不如幽州卒。」

何爲盧取容納之名染於人口。獨不見近日劉從諒招聚無算閑人。竟有何益。張仲武乃封二刀付居庸關曰、有游僧入境則斬之。主客郎中韋博以爲事不宜太過。李德裕惡之出爲靈武節度副使。とある。是は幽州即ち盧龍の節度使張仲武が、李德裕の言を納れて、外來の僧を防いだ事を記したものであるが、其の裏面には是まで多くの五臺逃亡の僧を入れてゐたことを表白すると共に、管内の寺院僧侶を保護してゐたことを證據立て、大師の巡禮記の文と相映發してゐるものである。

之を要するに、大師は會昌の初より長安に在り、其の身に直接關係を有する一大厄運に遭遇したのであるから、見聞も切に注意も深く、其の上に文章も達者で、而かも日記に忠實であつたから、巡禮記は廢佛の源頭より書き起し、五ヶ年間に涉る逕路を逐一敍し、來りて細大遺さずとも謂ふべき位で、夫舊唐書以下の從來の史傳の簡短に將た概括的に記載してゐるものとは無論比較にはならない。殊に所載の事項は極めて要領を得取り分け吾人の敬服して措かざるものは専ら當時の敕牒の文を采りて書かれたものが多いことである。此等は巡禮記の史的價值の大きな點で、會昌廢佛の真相を窺ふことを得るのは、獨り巡禮記の一書あるのみと謂ふも決して過稱ではあるまいと思ふ。

(未完)